

2020年3月25日
飯塚ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から発出されました「生活不安に対応するための緊急措置」及び経済産業省から発出されました「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」を受け、お客さまからお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講じますのでお知らせします。

1. 適用条件

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付^{※1}を受け、本特別措置適用の申込みをいただいた弊社のガスのお客さま。

2. お客さまへの特別措置の内容

- ・令和2年2月^{※2}及び3月検針分のガス料金の支払期限^{※3}をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

3. 受付開始日

- ・2020年3月25日（水）

4. 特別措置のお申込み方法

- ・特別措置の適用には別途お申込みが必要となります。
お申込みの際、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けた際に発行される『貸付決定通知書』の確認が必要になります。お申込みの詳細については下記までご連絡下さい。

◆飯塚ガス株式会社

【電 話】 0948-22-8646

【受付時間】 月曜日～金曜日 8：30～17：00

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省『生活福祉資金貸付制度』をご確認下さい。

※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（2020年3月25日）以降のものに限ります。

※3 通常のガス料金の支払期限はガスの検針日の翌日から起算して50日目となります。